

障がい者グループホームにおける 防火安全対策の推進について

～スプリンクラー設備の設置免除基準の代替案に関する検討～

平成29年9月

大阪府福祉部

目次

はじめに

I. グループホームの防火安全対策

1. 消防法上の用途区分
2. 消防用設備等の設置義務
3. 防災物品の使用義務（防災防火対象物）
4. 防火管理体制の義務づけ・強化

II. スプリンクラー設備に替えて安全性を確保する要件

1. スプリンクラー以外の消防用設備
2. スプリンクラー設備の設置を要しない基準
3. 消防法施行令第32条特例の適用
4. 障がい者グループホームの実態を踏まえたスプリンクラー設備免除の代替要件案

III. 地域におけるグループホーム防火安全対策の推進

1. グループホーム事業者の責任と役割
2. 市町村及び府の障がい福祉担当課の責任と役割

IV. 消防機関に求めるもの

はじめに

平成 27 年 4 月 1 日施行の消防法令改正により、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われ、避難が困難な障がい者等を主として入居させるグループホームについては、従来の面積要件（延べ面積 275 m²以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務づけられました。

障がい者グループホームにおける火災等に対する安全確保は重要であり、入居者の生命を守ることに最大限の注意を払う必要がありますが、大阪府内のグループホームは、定員 4 人以下の小規模事業所が多く、賃貸住戸が 8 割を超えるほか、支援区分 4 以上の利用者が半数を超えるなどの特徴があり、賃貸住戸の場合は所有者の承諾が必要であるなど、設置費用の負担だけにとどまらない大きな課題となっています。

そこで、障がい者が住み慣れた生活の場で、引き続き安全に安心して暮らしていけるよう、スプリンクラー設備の設置に替えて、火災等が発生した際の安全性等を担保する要件等について検討するとともに、地域における防火安全対策推進の必要性等について、「障がい者グループホームにおける防火安全対策の推進について～スプリンクラー設備の設置免除基準の代替案に関する検討～」としてとりまとめることとしました。

なお、巻末の代替例については、Ⅱの 4 「障がい者グループホームの実態を踏まえたスプリンクラー設備免除の代替要件案」について、代替要件案に対する総務省消防庁からのご意見もいただいた上検討したものです。

I. グループホームの防火安全対策

1. 消防法上の用途区分

障がい者グループホームの消防法上の位置づけについては、平成 21 年 4 月 1 日施行の法令改正において、消防法施行令別表第一（防火対象物の用途区分一覧）に「共同生活介護を行う施設」が初めて明記された。その後、スプリンクラーをはじめとする消防用設備の免除にかかる面積要件が撤廃された平成 27 年 4 月 1 日施行の法令改正において、避難が困難な障がい者等を主として入居させるホーム（「6項口」）と、それ以外のホーム（「6項ハ」）に区分された。

○消防法施行令別表第一〔障がい施設等関係抜粋〕の変遷

平成 21 年 3 月 31 日 以前	平成 21 年 4 月 1 日 改正	平成 27 年 4 月 1 日 改正
<p>6項口</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉センター 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害者福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設 	<p>6項口</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児入所施設 障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。） 障害者自立支援法第 5 条第 8 項若しくは第 10 項に規定する短期入所若しくは<u>共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）</u> 	<p>6項口</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児入所施設 障害者支援施設（主として避難が困難な障害者等を入所させるものに限る。） 障害者総合支援法第 5 条第 8 項若しくは第 15 項に規定する短期入所若しくは<u>共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）</u>
<p>グループホームの用途区分については、サービスの提供内容、サービスへの依存の程度等を総合的に勘案した上で、その実態に応じて判断することとされており、5項口（共同住宅等）等に区分されている場合もあった。</p>	<p>6項ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所施設 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後デイサービス事業を行う施設 身体障害者福祉センター 障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。） 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害者自立支援法第 5 条第 6 項から第 8 項まで、第 10 項若しくは第 13 項から第 16 項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは<u>共同生活援助を行う施設（6項口以外のもの）</u> 	<p>6項ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童発達支援若しくは放課後デイサービス事業を行う施設 児童家庭支援センター 身体障害者福祉センター 障害者支援施設（主として避難が困難な障害者等を入所させるものを除く。） 地域活動支援センター 福祉ホーム 障害者総合支援法第 5 条第 7 項、第 8 項、若しくは第 12 項から第 15 項までに規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは<u>共同生活援助を行う施設（6項口以外のもの）</u>

■避難が困難な障がい者等を主として入所させるもの（6項口）

⇒ 障がい支援区分が4以上の者が定員の概ね8割を超えることを目安として所轄消防機関が判断する。《H26.3.14 消防予第 81 号消防庁予防課長通知》

2. 消防用設備等の設置義務

認知症高齢者グループホーム等の火災による人的被害が発生するたびに基準の見直しが行われ、消防用設備等の設置が義務づけられる範囲が拡大されてきた。

対象施設の小規模化に伴い、スプリンクラー設備については、特定施設水道連結型スプリンクラー設備やパッケージ型自動消火設備Ⅱ型の設置が、自動火災報知設備については、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が、それぞれ可能となっている。

○6項ロに該当するグループホーム

消防用設備等の種類	平成21年3月31日以前	平成21年4月1日改正	平成27年4月1日改正
自動火災報知設備	延べ面積 300㎡以上の施設	すべての施設	—
消防機関へ通報する 火災通報装置	延べ面積 500㎡以上の施設	すべての施設	すべての施設 〔自動火災報知設備と連動して装置を起動させることが必要〕
スプリンクラー設備	延べ面積 1,000㎡以上の施設	延べ面積 275㎡以上の施設	一部(※)を除く すべての施設
消火器	延べ面積 150㎡以上の施設	すべての施設	—

※ 障がい支援区分の認定調査項目のうち、障がい支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれかにおいて、「支援が必要」等に該当する者が利用者の概ね8割以下、かつ、延べ面積が275㎡未満のグループホーム《消防法施行規則第12条の3》

○6項ハに該当するグループホーム

消防用設備等の種類	平成27年3月31日以前	平成27年4月1日改正
自動火災報知設備	延べ面積 300㎡以上の施設	すべての施設
消防機関へ通報する 火災通報装置	延べ面積 500㎡以上の施設	—
スプリンクラー設備	延べ面積 6,000㎡以上の施設 (平屋建てを除く)	—
消火器	延べ面積 150㎡以上の施設	—

3. 防災物品の使用義務（防災防火対象物）

平成21年4月1日施行の法令改正により、障がい者グループホームが防火対象物（6項口、ハ）に位置づけられたことに伴い、グループホームで使用する下記物品については、消防法に定められた防災性能基準の条件を満たす「防災物品」であることが必要となった。

- ・カーテン
- ・布製のブラインド
- ・暗幕
- ・じゅうたん等（じゅうたん、毛せんその他の床敷物で総務省令で定めるものをいう。）
- ・展示用の合板
- ・どん帳その他舞台において使用する幕及び舞台において使用する大道具用の合板並びに工事用シート

《§ 消防法施行令第4条の3第3項（防災防火対象物の指定等）》

4. 防火管理体制の義務づけ・強化

平成21年4月1日施行の法令改正により、収容人員（入所者と従業員を合算した人数）10人以上となるグループホームでは、防火管理者の選任が必要となった。

地階を除く階数が3以上の建物で管理権原が分かれている場合は、従前（昭和43年）から建物全体としての一体的な防火管理のため必要な事項を各管理権原者で協議して定めておくこと（共同防火管理）が義務づけられてきたところであるが、平成26年4月1日施行の法令改正で統括防火管理制度に改められ、共同防火管理について協議して定めておくことの義務付けに代えて、統括防火管理者の選任・届出を行うとともに、統括防火管理者により、建物全体についての消防計画の作成などの業務を行わせることが義務づけられた。

共同住宅の一部をグループホームとして活用している場合、一定規模の範囲内であれば建物全体を共同住宅（5項口）として取り扱われてきた（「みなし従属」の取り扱いという。）が、平成27年4月1日施行の「『令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて』の一部改正について」（平成27年2月27日付け消防予第81号）により、グループホームが入居する共同住宅の用途は複合用途防火対象物（16項イ）として取り扱われることになった。（〔注〕6項口については、平成21年4月1日施行の法令改正以降、「みなし従属」の対象から除外されていたが、今回の改正時に、すべてのグループホーム（6項口、ハ）が除外対象とされた。）

これまで「みなし従属」の取り扱いにより建物全体が共同住宅（5項口）として取り扱われてきた防火対象物が複合用途防火対象物として取り扱われることとなった結果、防火管理者の選任や統括防火管理者の選任などが新たに義務となるケース（※）が生じている。この場合、防火管理者を選任し、当該防火管理者に消防計画の作成などの防火管理業務を行わせることや統括防火管理者を選任し、当該統括防火管理者に建物全体の消防計画の作成などの統括防火管理業務を行わせることは、防火対象物の管理について権原を有するす

すべての者に、その義務が課せられる制度であることから、事業者のみならずグループホームが入居する建物のグループホーム以外の部分の管理について権原を有する者においても、義務づけられることになる。

※例えば、防火対象物全体の収容人員が30人以上50人未満の共同住宅（5項口）の一部にグループホームが入居し、「みなし従属」の取り扱いにより、引き続き建物全体が共同住宅（5項口）として取り扱われてきた場合、（収容人員が50人未満であるため）防火管理者の選任などは義務付けられていなかったところであるが、6項口、ハが「みなし従属」の対象から除外され、防火対象物が複合用途防火対象物として取り扱われることになる場合、複合用途防火対象物では収容人員が30人以上で防火管理者の選任などが義務となる。

II. スプリンクラー設備に替えて安全性を確保する要件

1. スプリンクラー以外の消防用設備

平成 23 年 6 月 1 日以降は、すべての一般住宅においても住宅用火災警報器の設置が義務づけられている（新築の場合は、平成 18 年 6 月 1 日～）。

利用者の安全性を確保する観点からも、すべての障がい者グループホームに設置が義務づけられている自動火災報知設備などスプリンクラー以外の消防用設備が未設置のグループホームにおいては、早期の対応が求められる。

2. スプリンクラー設備の設置を要しない基準

6 項口に該当するグループホームに設置が義務づけられたスプリンクラー設備については、建物が火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有している場合、設置が免除される。

消防法施行規則第 12 条の2に規定されている免除要件は下表のとおり。

適用条項	免除要件	課題等
規則 12 条の2 1項1号	延べ面積 1,000 m ² 未満 ○防火区画 ・居室を準耐火構造の壁、床で区画 ・区画は 100 m ² 以下かつ4以上の居室を含まない ○内装制限あり ○扉は防火設備で自動的に閉鎖する	●一戸建て住宅を転用したホームでは、居室単位で防火区画とすることはほぼ不可能 ●入居者が避難階のみであるホームはごく一部
規則 12 条の2 2項1号	延べ面積 100 m ² 未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階のみ ○内装不燃化 ・避難経路を準不燃材料 ・その他の部分を難燃材料	
規則 12 条の2 2項2号	延べ面積 100 m ² 未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階のみ ○内装不燃化を要しない ・居室区画（扉は自動閉鎖） ・煙感知器 ・各居室の開口部（屋内外から容易に開放等） ・2方向避難が確保されている ・火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できる	
規則 12 条の2 3項	共同住宅の一部を活用したもの （延べ面積の合計 275 m ² 未満、他の用途なし） ○防火区画 ・各住戸を準耐火構造の壁、床で区画（扉は防火設備） ・各住戸の床面積は 100 m ² 以下 ○住戸内 ・居室および通路に煙感知器 ・避難経路（他の居室を通過しない） ・居室の通路側扉は自閉式で不燃材料 ○内装制限あり	●すべての居室の扉を自閉式で不燃材料のものに取り換えることは困難 ●他の居室を通過しない避難経路を確保できる物件は少ない

3. 消防法施行令第32条特例の適用

法令上の規定のみでは、様々な形態が存在する建物すべてに対応することが困難であることから、消防長又は消防署長が、建物の位置、構造又は設備の状況から判断して、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときは、消防用設備等の設置基準を適用しないことができると、消防法施行令第32条（以下「令32条特例」という。）に規定されている。

6項口に該当するグループホームの個別の実態に応じて令32条特例を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする際の考え方が消防庁予防課長通知（平成26年3月28日消防予第105号、平成19年6月13日消防予第231号）で示されている。

	免除要件	課題等
105号 (1)	延べ面積 100㎡未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階から数えた階数が3以上の階に存しない（縦穴区画が設置されている場合は3階まで可） ○内装不燃化 ・避難経路を準不燃材料 ・その他の部分を難燃材料 ○一時避難場所（バルコニー等） ・一定の広さ、救出までの安全な退避が可能 ・救出に必要な広さの空地に面する ○居室から地上又は一時避難場所に直接出ることができるか、どの居室から出火しても安全に避難できる経路が確保できる	<ul style="list-style-type: none"> ●木造の3階建ての戸建て住宅で縦穴区画が設置されている例は少ない ●内装の不燃化工事を住みながら行うのは困難を伴う
105号 (2)	延べ面積 275㎡未満（100㎡以上の場合は、100㎡以下の防火区画等が必要） ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階から数えた階数が3以上の階に存しない（縦穴区画が設置されている場合は3階まで可） ○内装不燃化を要しない ・居室区画（扉は自動閉鎖） ・煙感知器 ・各居室の開口部（屋内外から容易に開放等） ・2方向避難が確保されている ・火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できる ○一時避難場所（バルコニー等） ・一定の広さ、救出までの安全な退避が可能 ・救出に必要な広さの空地に面する	<ul style="list-style-type: none"> ●一戸建て住宅を転用したホームでは、居室単位で防火区画とすることはほぼ不可能 ●すべての居室が2方向避難等の要件を満たす物件は少ない（バルコニーがない、あっても条件を満たさない等）
231号 (1)	延べ面積 1,000㎡未満 ○平屋建て又は地上2階建て ○壁及び天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃 ○必要な介助者を要保護者（区分4以上）の数に応じ確保 ・夜間の介助者（従業者等）1人当たりの要保護者4人以内 ・夜間の介助者（近隣協力者）1人当たりの要保護者3人以内 ※近隣協力者…2分以内に駆けつけ可能、自火報と連動した火災発生を覚知できる装置が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●内装の不燃化工事を住みながら行うのは困難を伴う

231号 (2)	延べ面積 1,000㎡未満 ○平屋建て又は地上2階建て ○壁及び天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃 ○すべての居室から地上又は一時避難場所に直接避難可能であるか、どの居室から出火しても、火災の影響を受ける部分を経由せずに、地上又は一時避難場所に避難可能 ○夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模福祉施設等は、夜勤者のほかに近隣協力が1人以上いること	●内装の不燃化工事を住みながら行うのは困難を伴う ●すべての居室が2方向避難等の要件を満たす物件は少ない
-------------	---	---

4. 障がい者グループホームの実態を踏まえたスプリンクラー設備免除の代替要件案

障害者施設等火災対策報告書（平成26年3月）にとりまとめられた「避難の際に介助を要する者が主として入居している建物については、火災発生時の被害が拡大することが懸念されるため、スプリンクラー設備の設置の必要性が高いと考えられるが、建物自体が火災発生時に延焼しにくい構造となっている建物又は火災があっても容易に避難ができるような構造の建物のいずれかに該当する建物については、必ずしもスプリンクラー設備の設置義務は要しない」との考え方のもと、前述の免除要件が示されたところである。

大阪府内のグループホームの多くは、一戸建て住宅や共同住宅の1室を転用しているものであるため、現行の免除要件の全てに適合することは難しく、また、多額の費用が必要であることや、賃貸物件の場合は家主の理解・了解が必要であるなど、スプリンクラー設備の設置が進んでいない状況である。

そこで、国が示す基準のうち、適合することが困難な要件について、大阪府福祉部において検討した同等の安全性能が確保できると考えられる代替要件案と、それに対する消防庁予防課の意見を以下に示す。

■内装不燃化要件の代替

内装不燃化された建物については、火災の成長を抑制することが期待でき、その間に避難誘導を行わせることができると考えられることから、内装不燃化（規則第12条の2第1項第1号ロ、同条第3項第4号）が免除要件の一つとされている。

また、275㎡未満の小規模グループホームにおいては、入居者や介助者の所在の把握が容易であり、火災時の火点の特定等も可能であることから、内装不燃化を要しない要件（規則第12条の2第2項第2号）が規定されたところである。

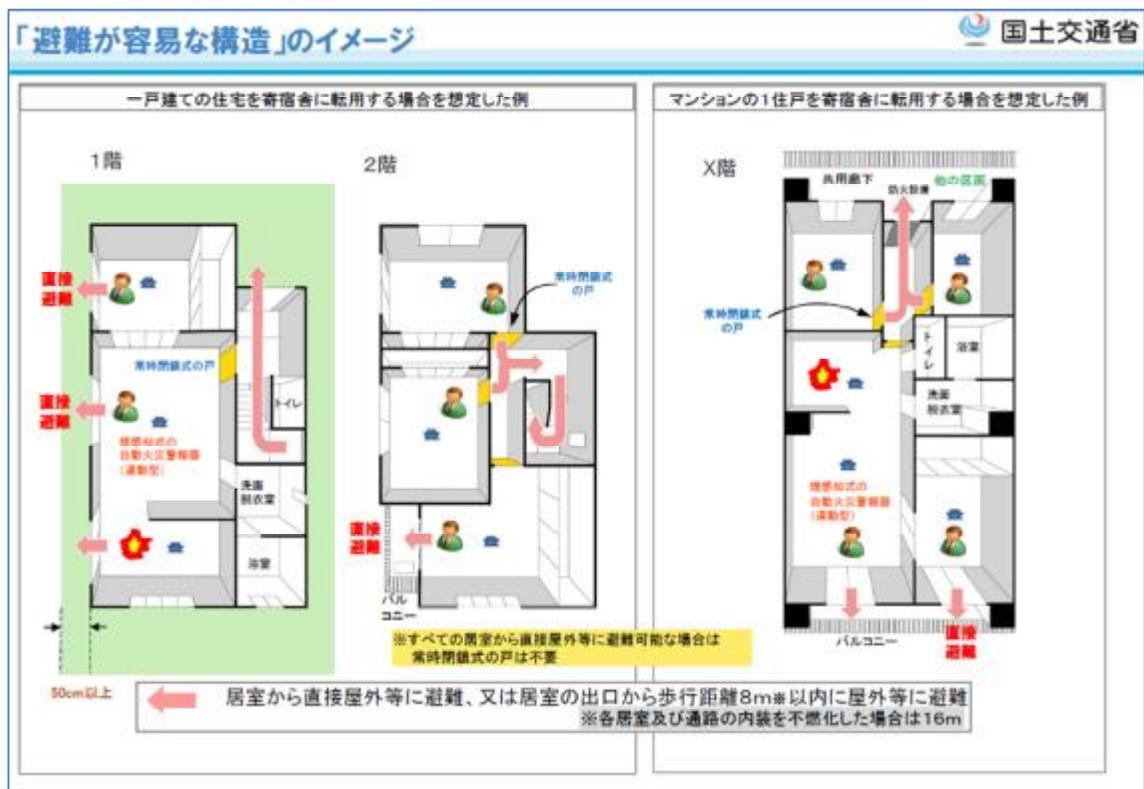
(1) 「居室からの避難経路が2方向以上確保されていること」の代替要件

平成27年4月1日施行の法令改正を受け、建築基準法上の寄宿舍等における間仕切壁（居室区画）の防火対策の規制を適用除外とする要件が新たに設けられた。

200㎡毎に準耐火構造で区画した部分にスプリンクラー設備を設けた場合と同等の利用者の避難上の安全性が十分に確保されるとして、居室の床面積100㎡以下の階又は居室の床面積100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分の各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器が設けら

れ、次のいずれかに適合する場合、間仕切壁を準耐火構造とすることを要しないこととされた。

- Ⅰ 各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は 100 m²以内毎の他の区画（以下「屋外等」という。）に避難できるものであること
- Ⅱ 各居室の出口から屋外等に歩行距離8m以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸（ふすま、障子等を除く。）等で区画されているものであること



この考え方を準用し、下表右欄の要件の全てに適合する障がい者グループホームは、同表左欄の国免除基準と同等の安全性能が確保できるものと考えられる。

105号通知2	代替要件
居室区画（扉は自動閉鎖）	居室区画（ふすま、障子等以外の扉で自動閉鎖）
火災の影響の少ない時間内（3分以内）に屋外等へ避難可能	火災の影響の少ない時間内（3分以内）に屋外等へ避難可能
煙感知器	煙感知器
開口部（屋内外から容易に開放可能等）	開口部（屋内外から容易に開放可能等）
避難上有効な一時避難場所（バルコニー等）	避難上有効な一時避難場所（バルコニー等）
2方向避難	各居室から直接又は歩行距離8m以内で屋外等へ避難可能 夜間支援体制4：1以上
（延床面積 100 m ² 以上の場合）準耐火区画（100 m ² ・3室以下）、開口部制限（4m ² ・8m ² 、自動閉鎖の防火戸）	（延床面積 100 m ² 以上の場合）各階の居室の床面積が 100 m ² 以下（※2階建て 200 m ² まで） 避難階以外の入居者は、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難可能

《消防庁予防課の意見》

二方向避難が確保できていない居室が存する場合には、火災が発生した場合、当該居室からの唯一の避難経路が断たれた場合に逃げ遅れる危険性があります。そのため、二方向避難が確保できない場合の代替要件としては、例えば、①二方向避難の確保できていない居室を入居者が利用できないようにすることや、②直接屋外や一時避難場所等に避難できるものであること等が考えられます。なお、各居室の出口から直接又は歩行距離8m以内で屋外等へ避難できるという要件や、夜間の介助者1人当たり要保護者4人以内(近隣協力者1人当たりでは3人以内)という要件は、火災の影響の少ない時間内(3分以内)に屋外等へ避難可能であるという要件を満たすための手段であるため、基本的には、二方向避難の代替要件とすることは難しいと考えられます。

また、屋内外から容易に開放可能等の開口部の要件については、屋外や一時退避場所等まで計算により3分以内に避難可能であることが確認できたとしても、開口部に十分な大きさや形状等が確保されていないと、避難に時間を要し、実際にはその時間以内に避難ができないことから、少なくとも当該避難計算において避難経路として活用した開口部は、この要件に適合している必要があると考えられます。

戸建て住宅の延べ面積が100㎡を超える場合において、所定の時間内に避難を完了するためには、通常、複数の介助者により同時に避難誘導が行われなければ所定の時間内に避難が完了しないと想定されることから、複数の介助者のうち一人でも火災時に適切な応急対応を行えなければ逃げ遅れが発生する危険性があると考えられます。そのため、戸建て住宅の延べ面積を200㎡まで拡大する場合は、例えば、介助者1人当たりの要保護者を4人以内とすることや、避難階以外の入居者は自立的に歩行避難可能という人的な要件を満たした上で、所定の時間内に避難が完了することが実地訓練により確認されていること、夜間を含めて実地訓練により確認された必要な介助者が常時確保されていること、定期的に実地訓練が行われ、所定の時間内に避難が完了することを確認する計画となっていること(人事異動等により介助者が代わった際の速やかな訓練の実施を含む。)など、介助者による迅速な避難体制が確実に確保されている必要があると考えられます。

(2) パッケージ型自動消火設備Ⅱ型(内装制限ありタイプ)の設置

スプリンクラー設備と同等の性能を持ち、かつ、簡単に取り付けられる自動消火設備が開発され、平成28年2月には内装制限ありの薬剤容量の少ないタイプ(以下「内装制限ありタイプのⅡ型」という。)、同年6月には内装制限なしの薬剤容量の大きいタイプ(以下「内装制限なしタイプのⅡ型」という。)がそれぞれ認定を受けたところである。

パッケージ型自動消火設備Ⅱ型は、配管工事等が不要であるなど、特定施設水道連結型スプリンクラーに比べ導入がしやすい反面、防護面積(13㎡)ごとに薬剤貯蔵容器を配置する必要があるというのが難点である。

スプリンクラー設備を設置したと認められるためには、内装制限ありタイプのⅡ型で

は、壁の下地を石膏ボードに交換するなど、住みながら行うのが困難な大がかりな内装の不燃化工事が必要である。また、内装制限なしタイプのⅡ型の設置には、占有面積や重さ、価格面など課題がある。

内装制限ありタイプのⅡ型を設置すれば、一時的であっても消火することができ、内装不燃化されている場合と同等程度の避難時間が確保できると考えられることから、内装不燃化要件以外の全ての要件に適合する障がい者グループホームに同設備を設置し、避難所要時間確認及び煙感知器の要件を付加することで、国免除基準と同等の安全性能が確保できるものと考えられる。

《消防庁予防課の意見》

不燃化されていない壁を用いてパッケージ型自動消火設備Ⅱ型(少量タイプ)を設置した場合と準不燃材料の壁を用いて消火設備を設置しない場合の火災実験を比較したところ、前者は火源に点火後2分40秒で壁に着火し、その後急激に拡大して壁を燃え抜けたことに対して、後者は火源に点火後10分経っても壁には着火していないという結果が得られています(難燃材料の壁を用いた場合のデータはないが、準不燃材料の壁を用いた場合に点火後10分以上壁に着火しなかったことを踏まえると、難燃材料の壁であっても点火後5分以上は着火しないものと推定されます)。このことから、壁や天井を難燃材料や準不燃材料で仕上げられていない居室にパッケージ型自動消火設備Ⅱ型(少量タイプ)を設置したとしても、早期に火災の発生した居室の壁に着火し、隣接の部屋に延焼拡大してしまうおそれがあると考えられることから、当該設備の設置を内装制限の代替要件として認めることは難しいと考えられます。

なお、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型(少量タイプ)を設置する場合は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第13号)第4、第8号に規定されているとおり、火災拡大抑制試験において消火性能が確かめられた条件により設置されることが必要です。

＜参考＞パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第13号)抜粋

第4

第8号 火災拡大抑制試験において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建築基準法施行令第108条の2各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したパッケージ型自動消火設備の放出口にあっては、壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを当該材料と同等以上の性能を有する材料でした部分にのみ設けることができること

■共同住宅の一部を占有するグループホームの免除要件の代替

共同住宅の一部を占有する275㎡未満のグループホームについては、規則12条の2第3項の適用が受けられればスプリンクラー設備の設置は免除されるが、他の居室を通過しない避難経路の確保や、居室の通路側の扉を自閉式で不燃材料とする要件に適合することは難しい。

(1) 275㎡以上1,000㎡未満の共同住宅の一部を占有するグループホームを対象とする231号通知3の要件と他の免除基準を組み合わせることで国基準と同等の安全性能が確保できるものと考えられる。

規則第12条の2第3項	代替要件
各住戸を準耐火構造の壁、床で区画（扉は防火設備）	各住戸を準耐火構造の壁、床で区画（扉は防火設備）
各住戸の床面積は100㎡以下	各住戸の床面積は100㎡以下
内装不燃化	内装不燃化
煙感知器	煙感知器
他の居室を通過しない避難経路 通路側扉は自閉式で不燃材料	火災の影響の少ない時間内（3分以内）に 屋外等へ避難可能 夜間支援体制4：1以上 要保護者（区分4以上）が4人以下、かつ、 介助者の誘導に従って自立的に歩行避難可能

(2) 住戸単位で耐火構造となっているなど共同住宅特例の適用を受けており、グループホームとして活用している住戸部分が1、2階にある場合は、平屋建て又は2階建てを対象とする231号通知の1及び2に掲げられている考え方を準用しても防火安全上支障はないものと考えられる。

また、3階以上にある住戸についても、住戸単位で耐火構造となっており扉が特定防火設備であって内装制限（避難経路は準不燃材料、その他の部分は難燃材料）を満たしている場合は、規則12条の2第1項第2号に規定する構造に準ずるものとして、スプリンクラー設備の設置を免除しても防火安全上支障はないものと考えられる。

《消防庁予防課の意見》

廊下に通ずる通路に面しない居室を有する場合（他の居室を通過しない避難経路が確保できない場合）には、当該居室から当該通路に至るまでの居室において火災が発生したときに逃げられなくなる危険性があります。そのため、当該要件を満たさない場合の代替要件としては、例えば、①入居者が当該居室を利用できないようにすることや、②当該居室から直接屋外や一時避難場所等に避難できるものであることが考えられます。ただし、②において、一時避難場所であるバルコニーに避難する場合は、避難後に消防隊により早期に救出できることが求められるため、通常2階（救出に支障のない高さである場合には3階）までに住戸

がある必要があると考えられます。

また、廊下に通ずる通路に面する居室の開口部に自動閉鎖装置付きの不燃材料で造られた扉が設置されない場合には、いずれかの居室において火災が発生したときに当該通路に早期に延焼拡大し、当該通路を利用して廊下まで避難することができない危険性があります。そのため、住戸内で一つでも当該通路を利用して避難する場合は、当該通路に面するすべての居室の開口部に自動閉鎖装置付きの不燃材料で造られた扉を設置することが必要であると考えられます。

規則第12条の2第3項第1号から第3号及び第7号に適合した共同住宅の2階以下(救出に支障のない高さである場合には3階以下)に存する住戸である場合には、2階建て以下(救出に支障のない高さである場合には3階以下)の戸建て住宅に適用可能な105号通知1及び2(先述した2方向避難が確保できない場合における地上又は一時避難場所へ直接避難できる場合を含む。)に掲げられている要件を準用して、スプリンクラー設備の設置を免除しても差し支えないと考えられます。この場合、地上までではなく、煙が有効に排出することができる廊下まで避難することでも差し支えないと考えられます。また、同様の条件において、231号通知の1及び2に掲げられている要件を準用することも差し支えないと考えられますが、この場合は、介助者の避難誘導等の応急対応に大きく依存することから、所定の時間内に避難が完了することが実地訓練により確認されていること、夜間を含めて実地訓練により確認された必要な介助者が常時確保されていること、定期的に実地訓練が行われ、所定の時間内に避難が完了することを確認する計画となっていること(人事異動等により介助者が代わった際の速やかな訓練の実施を含む。)など、介助者による迅速な避難体制が確実に確保されている必要があると考えられます。

また、一時避難場所へ避難することを要件とし、当該場所が高い階に存する場合には、一時避難場所に避難した方を消防隊が早期に救助できない危険性があるため、原則として2階以下(救出に支障のない高さである場合には3階でも可)としています。したがって、3以上の階に存する住戸に対して、105号通知1、2や231号通知1、2に掲げる要件を準用するためには、建物の壁や床の耐火構造等の要件ではなく、例えば、バルコニーから隔て板を破壊して、隣接住戸のバルコニーへ避難できることや、一時避難場所であるバルコニー側の開口部を防火設備とし、梯子車が活動するための十分な空地に当該バルコニーが面していることが必要と考えられます。

Ⅲ. 地域におけるグループホーム防火安全対策の推進

障がい者グループホームは、消防法令上は「社会福祉施設」として位置づけられているが、障害者総合支援法では、障がい者が、その人権を尊重し家庭的な雰囲気のもとで普通の暮らしをするための「住まいの場」である。

大阪府では、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の地域生活への移行について早くから取り組み、多くの重度障がい者がグループホームで暮らしている。

火災等に対する安全確保は重要であり、入居者の生命を守ることに最大限の注意を払う必要があるが、今回の法令改正により義務づけられたスプリンクラーなど消防用設備が設置できないことをもって、退去を求められたり、新規の開設ができなくなることは避けなければならない。

このため、「グループホームで暮らす障がい者が住み慣れた生活の場所を追われることなく、また、これからグループホームでの生活を希望する障がい者や家族の希望を叶えること」を関係機関共通の目標と定め、それぞれの法令の位置づけの違いを踏まえた防火安全対策の推進が急務である。

1. グループホーム事業者の責任と役割

スプリンクラー設備の設置義務の有無は、入居者の障がい支援区分の認定調査項目の該当・非該当を把握した上で、消防機関が判断することとされているが、障がい者グループホームにおいては、利用者の入れ替わり、障がい支援区分の変更等が発生することを考慮する必要がある。

消防法令で示されている8割という重度障がい者の割合に関わらず、車いすを使用しているなど避難の際の介助が必要な利用者の人数や職員体制、当該住居の設備・構造等を総合的に勘案し、障がい福祉担当課や消防機関と協議の上、必要な消防用設備や夜間支援体制等について判断すべきと考える。

また、グループホーム事業者には、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第201条において準用する第72条の規定に基づく非常災害対策の実施が義務づけられている。

消防用設備の設置はもとより、火災発生時の関係機関への通報及び連絡、救援体制の確立、定期的な避難・救助等の訓練の実施など、防火安全体制の徹底を図る必要がある。

2. 市町村及び府の障がい福祉担当課の責任と役割

市町村障がい福祉担当課は、グループホームの防火安全体制が確保されているかについて、定期的に把握・指導するとともに、グループホーム事業者及び消防機関との連携に努めるなど、地域におけるグループホーム防火安全対策を推進していく役割を担うべきである。

府の障がい福祉担当課は、各市町村が防火安全対策を推進していくにあたり必要な支援

を行うとともに、消防用設備の設置が促進されるよう社会福祉施設等施設整備費補助金の拡充及び福祉医療機構が実施する融資制度の優遇措置の継続に関する国への要望を継続すること等、事業者の財政負担を軽減する支援策の充実に努めていく。

IV. 消防機関に求めるもの

障がい者グループホームは、平成21年4月1日以降、消防法令上の用途区分が6項口又は八に明確に位置づけられたものの、家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入居者数等も一般住宅とほぼ同様であり、火災危険性についても一般住宅と大きく異なるものではないことなどを踏まえ、グループホーム事業者への指導等にあたっては、障がい福祉担当課との連携・協力のもと、各グループホームの実情等に十分ご配慮いただきたい。

(1) スプリンクラー設備の設置要否

国免除基準及び国通知で示されている令32条特例を適用する際の要件と、上記代替要件案に対する消防庁予防課の意見を踏まえた代替要件を例示として整理すると次の表(1)～(3)のとおりとなる。

各消防機関におかれては、各市町村障がい福祉担当課と連携・協力のもと、ここに示した代替例を含め、個別の防火対象物の実態に応じて消防法施行令第32条を適用し、各グループホームの共同生活住居においてスプリンクラー設備の設置を要しないとするものの可否についての積極的な検討をお願いしたい。

消防用設備、とりわけスプリンクラー設備の設置については費用面をはじめとする事業者負担を考慮し、火気管理や可燃物管理の徹底、火災の監視体制や通報体制の強化を図るなど消防機関の指導に基づく対応の徹底を条件として、基準に適合するまでの十分な猶予期間を設定していただきたい。

(2) 公表制度の運用

違反対象物に係る公表制度は、その違反内容等を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資することを趣旨としている。この趣旨には反するが、設置義務化された消防用設備が設置できないグループホームに一律に適用するのではなく、各グループホームが基準適合に向けた必要な消防用設備の設置に関する計画等を作成し、誠実に履行していると認められる場合、当該猶予期間中、違反物件としての公表も併せて猶予するなどの配慮をお願いしたい。

(1) 戸建て型・延べ面積 100㎡未満・2階建まで

要件	規則 12-2 (2)①	規則 12-2 (2)②	105 通知 (1)	105 通知 (2)	231 通知 (1)	代替例
内装不燃化						
避難経路は準不燃材料、その他の部分は難燃材料	○		○		○	
居室等						
居室区画(扉は自動閉鎖)		○		○		○
火災の影響の少ない時間内(3分以内)に屋外等へ避難可能		○		○		○
煙感知器		○		○		○
開口部(屋内外から容易に開放可能、幅員1m以上の空地に面する、避難できる大きさ・構造)		○	○	○		○
入居者が利用する居室が避難階のみ	○	○				
一時避難場所						
一定の広さ・救出までの安全な退避が可能			○	○		○
道又は道に通ずる通路等に面する・救出に支障のない高さ			○	○		○
避難経路						
2方向避難確保		○		○		—
地上又は一時避難場所へ直接出ることができる			△			※
どの居室から出火しても安全に地上又は一時避難場所へ避難可能			△			
必要な介助者を要保護者(区分4以上)の数に応じ確保						
夜間の介助者1人当たりの要保護者4人以内(近隣協力者1人当たりでは3人以内)					○	

○:必須要件 △:いずれかを満たせばよい要件

※:入居者が使用する居室において満たせばよい要件

(※印が付された条件を満たさない場合には、入居者が当該居室を使用できないように措置する(介助者部屋は可)ことでもよい。)

(2) 戸建て型・延べ面積 100㎡以上 275㎡未満・2階建まで

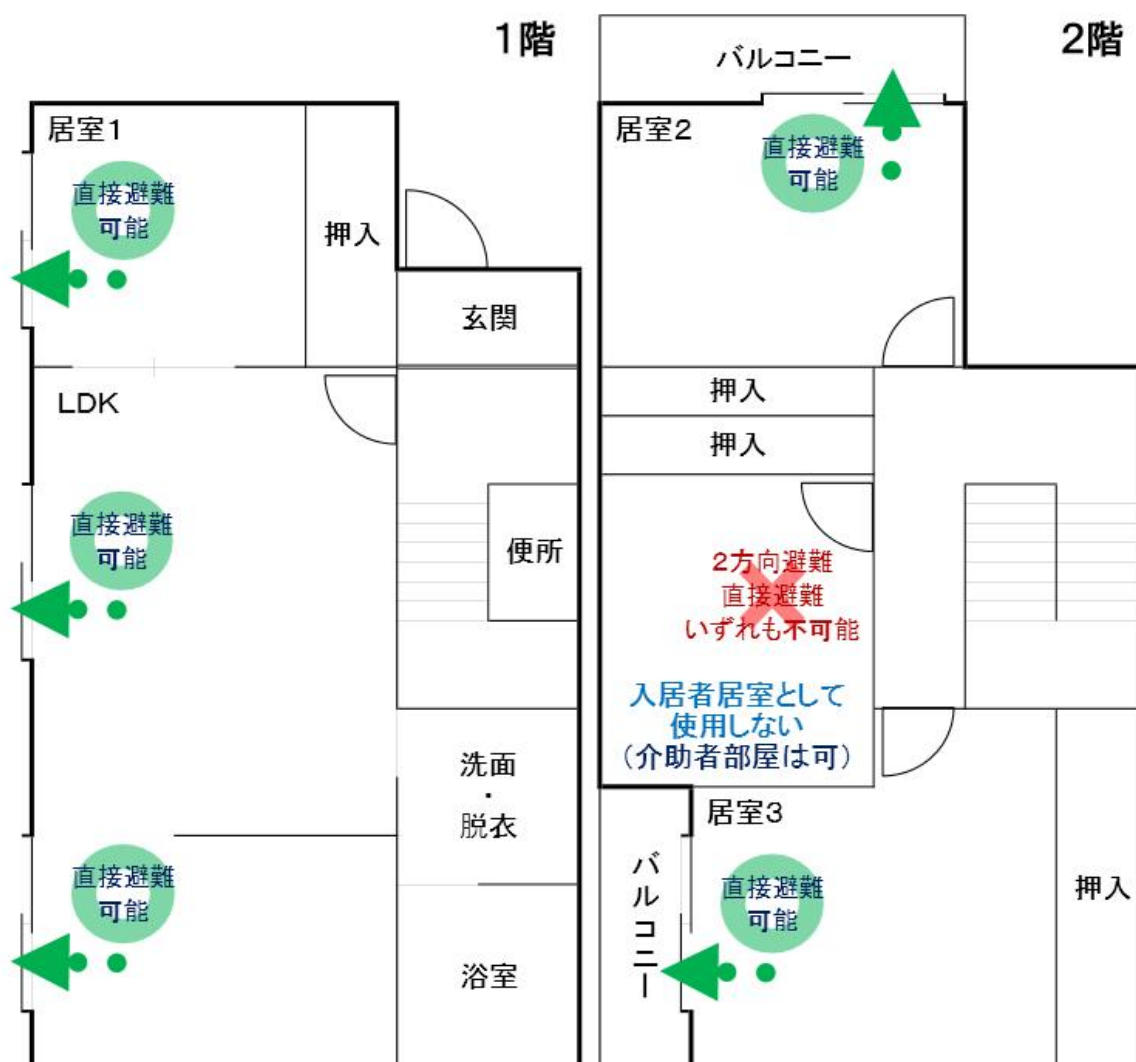
要件	規則 12-2 (1)	105 通知 (2)	231 通知 (1)	231 通知 (2)	代替例
防火区画					
居室を準耐火構造の壁、床で区画(100㎡・3室以下)	○	○			
開口部制限(4㎡・8㎡、自動閉鎖の防火戸)	○	○			
内装不燃化					
避難経路は準不燃材料、その他の部分は難燃材料	○		○	○	
居室等					
居室区画(扉は自動閉鎖)		○			○
火災の影響の少ない時間内(3分以内)に屋外等へ避難可能		○			○
煙感知器		○			○
開口部(屋内外から容易に開放可能、幅員1m以上の空地に面する、避難できる大きさ・構造)		○		○	○
各階の居室の床面積が100㎡以下 (※2階建て200㎡まで)					○
一時避難場所					
一定の広さ・救出までの安全な退避が可能		○		○	○
道又は道に通ずる通路等に面する・救出に支障のない高さ		○		○	○
避難経路					
2方向避難確保		○			—
地上又は一時避難場所へ直接出ることができる				△	※
どの居室から出火しても安全に地上又は一時避難場所へ避難可能				△	
必要な介助者を要保護者(区分4以上)の数に応じ確保					
夜間の介助者1人当たりの要保護者4人以内(近隣協力者1人当たりでは3人以内)			○		○
1ユニットあたり1名以上の夜勤者もしくは近隣協力者				○	
避難階以外の入居者は自立的に歩行避難可能					○
実地訓練により確認、夜間も含めた常時の体制維持、定期的な訓練の実施					○

○:必須要件 △:いずれかを満たせばよい要件

※:入居者が使用する居室において満たせばよい要件

(※印が付された条件を満たさない場合には、入居者が当該居室を使用できないように措置すること(介助者部屋は可)でもよい。)

【適用例】



(3) 共同住宅型・1住戸の延べ面積 100㎡以下

要件	規則 12-2 (3)	住戸が2階以下(救出に支障のない高さである場合には3階以下)に存する場合		
		105 通知 (1) 準用例	105 通知 (2) 準用例	231 通知 (1) 準用例
防火区画				
各住戸を準耐火構造の壁、床で区画	○	○	○	○
住戸の主たる出入口(直接外気に開放・廊下に面する、自動閉鎖の防火戸)	○	○	○	○
内装不燃化				
避難経路は準不燃材料、その他の部分は難燃材料	○	○	—	○
居室等				
煙感知器	○		○	
居室の通路側の扉は自閉式で不燃材料	○			
居室区画(扉は自動閉鎖)			○	
火災の影響の少ない時間内(3分以内)に屋外等へ避難可能			○	
開口部(屋内外から容易に開放可能、幅員1m以上の空地に面する、避難できる大きさ・構造)		○	○	
一時避難場所				
一定の広さ・救出までの安全な退避が可能		○	○	
道又は道に通ずる通路等に面する・救出に支障のない高さ		○	○	
隔て板を破壊して、隣接住戸のバルコニー等へ避難可能		☆	☆	☆
バルコニー側の開口部を防火設備とし、梯子車が活動するための十分な空地に面する		☆	☆	☆
避難経路				
廊下に通ずる通路(他の居室を通過しない)	○			
地上又は一時避難場所へ直接出ることができる		△	※	
どの居室から出火しても安全に地上又は一時避難場所へ避難可能		△		
必要な介助者を要保護者(区分4以上)の数に応じ確保				
夜間の介助者1人当たりの要保護者4人以内(近隣協力者1人当たりでは3人以内)				○
1ユニットあたり1名以上の夜勤者もしくは近隣協力者				
実地訓練により確認、夜間も含めた常時の体制維持、定期的な訓練の実施				○

○: 必須要件 △: いずれかを満たせばよい要件

※: 入居者が使用する居室において満たせばよい要件

(※印が付された条件を満たさない場合には、入居者が当該居室を使用できないように措置すること(介助者部屋は可)でもよい。)

☆: いずれかを満たすことで、3階以上でも適用可能となる要件

【適用例】

